

細 則

(2021年1月30日改正)

- 1 本協会は、別に「各大会組み合わせ原則」、「表彰規定」、「大会役員編成基準」を定める。
- 2 顧問・参与は、役員功労賞を受賞された方を推薦する。ただし、プログラムには掲載するが、案内状は開催県関係者のみ発送する。
- 3 高校選手権・国体ブロック予選・中学校・高校新人・大学選手権・東北ミニ交歓は各県協会が審判員を派遣する。(派遣人数は2018年第3回理事会資料が基準となる)尚、派遣人数は、別に定める「東北ブロック大会各県派遣審判員人数基準」による。ただし、旅費および宿泊費等派遣に関わる経費は、JBA 負担審判員(高校選手権・高校新人は各県3人、東北中学は各県2人)を除き、派遣する各県が負担する。
- 4 審判委員会に運営費として10,000円を支給する。また、審判委員長が本協会の情報交換会に参加する場合の会費を本協会が負担する。
- 5 審判委員長を、高校選手権・国体ブロック予選・高校新人の3大会に派遣し、旅費実費を支給する。ただし、宿泊費は開催県が負担する。尚、上記3大会に伴わない理事会に出席するための旅費・宿泊費は本協会が負担する。
- 6 開催県の経費節減のため、中学校大会を除く各大会の参加賞は出さない。また、理事情報交換会は会費制とする。
- 7 理事会は代理出席を認めないのが原則であるが、会議運営の円滑化を図るため、やむを得ない場合は代理の出席を認めるものとする。
- 8 本協会書記は、大会プログラムには、理事と同待遇の大会委員とする。
- 9 理事会に出席するための費用(旅費・宿泊費・情報交換会費)は各県・各団体で負担する。ただし、中体連の理事・書記については、本協会が負担する。
- 10 被表彰者の表彰式に出席するための費用(旅費・宿泊費)は各県・各団体で負担する。但し、情報交換会費については本協会が負担する。
- 11 東北バスケットボール協会会長印の申し合わせを別に設ける。
- 12 各県協会は、毎年第1回定例理事会までに、負担金20,000円を本協会に納付する。
- 13 定例理事会が開催される主管協会に、理事会運営補助金10,000円を支給する。

付 記

- ・本細則は、平成23年8月27日一部改正し平成24年度より実施する。
- ・本細則は、平成27年8月15日一部改正し平成28年度より実施する。
- ・本細則は、令和元年6月22日一部改正し令和元年度より実施する。
- ・本細則は、令和3年1月30日一部改正し令和3年度より実施する。